



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…四
- 告示（公）
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………五
- 運転免許取得者等検査の認定……………五

告示

●東京都告示第八百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

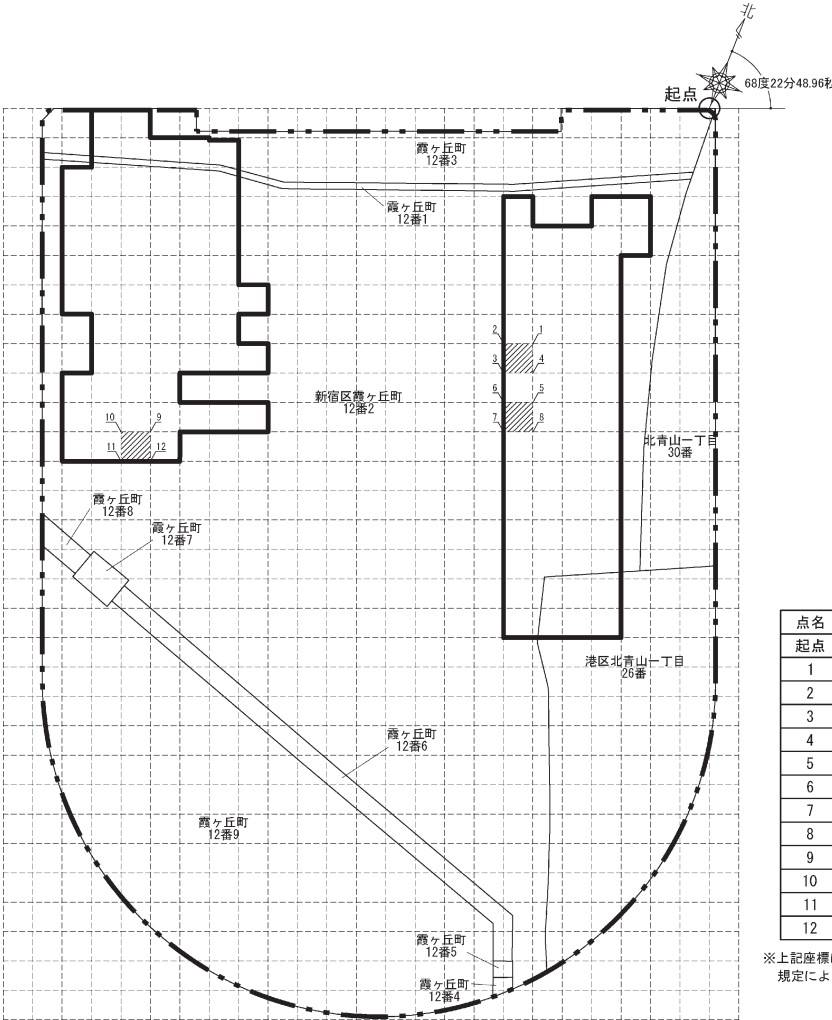
令和八年七月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



点名	X座標	Y座標
起点	-35698.087	-10326.682
1	-35794.536	-10353.094
2	-35798.210	-10362.395
3	-35807.511	-10358.721
4	-35803.837	-10349.420
5	-35813.137	-10345.746
6	-35816.811	-10355.047
7	-35826.112	-10351.373
8	-35822.438	-10342.072
9	-35870.200	-10462.980
10	-35873.874	-10472.281
11	-35883.174	-10468.607
12	-35879.500	-10459.306

※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- : 敷地範囲
- : 調査範囲
- : 筆境界
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標値 (X=-35698.087 Y=-10326.682) とする。

【格子の回転角度(68度22分48.96秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

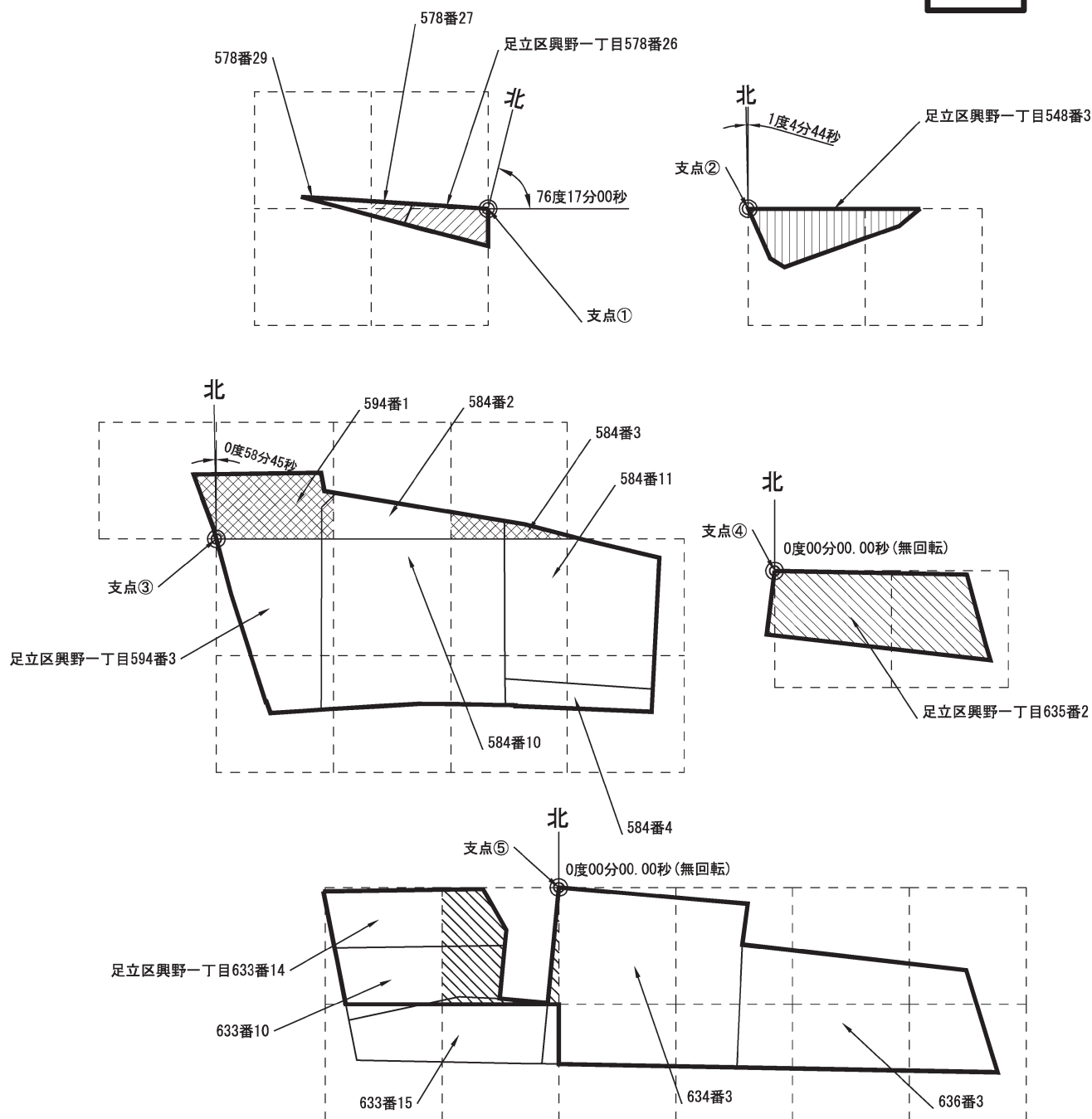
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区興野一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第843号により指定した区域)

【支点】

支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。
 支点③：足立区興野一丁目594番3の最北端とする。
 支点④：X座標：-25384.494 Y座標：-4659.701
 支点⑤：X座標：-25385.054 Y座標：-4676.097
 座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点①：76度17分00秒
 支点②：1度4分44秒
 支点③：0度58分45秒
 支点④：0度00分00.00秒
 支点⑤：0度00分00.00秒

●東京都告示第八百五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年東京都告示第六百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

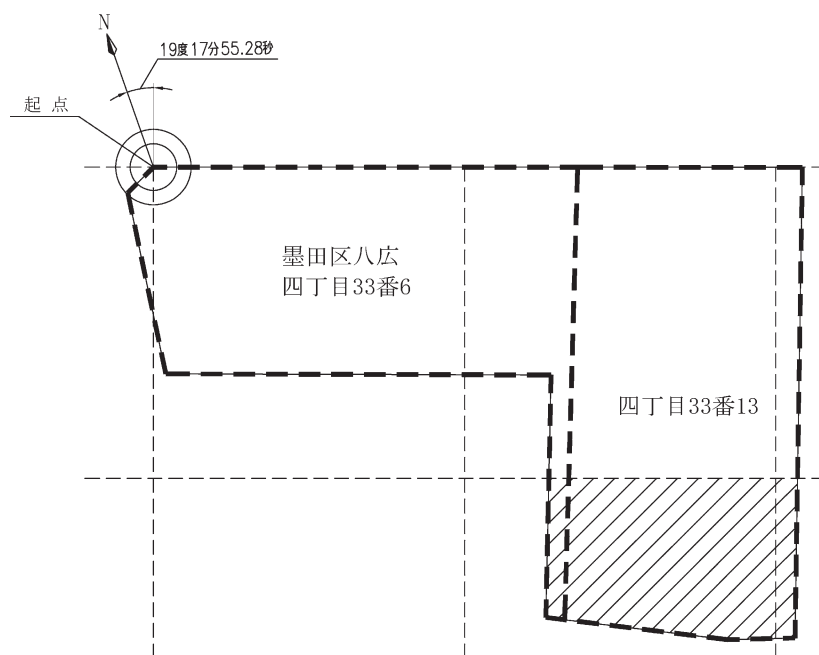
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区八広四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- ：単位区画
- ：調査対象地
- - -：筆境界
- ▨：指定を解除する区域

【起点】

起点は、墨田区八広四丁目33番6の最北端とする。

【格子の回転角度(19度17分55.28秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第235号

警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づく東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第9条の規定に基づく東京都公安委員会委員長代理の指名については、令和8年7月24日付けをもって、次のとおりとした。

令和8年7月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

委員長 廣瀬 道明

委員長代理 伊藤 秀樹

●東京都公安委員会告示第236号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年7月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 認定年月日

令和8年6月1日

2 認定事項

名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
株式会社世田谷自動車学校 世田谷区粕谷一丁目14番14号 塩田 直人	世田谷自動車学校 世田谷区粕谷一丁目14番14号	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号 認定認知機能検査 同等検査
株式会社八王子中央自動車学校 八王子市北野町598番地の9 横井 久	八王子中央自動車学校 八王子市北野町598番地の9	規則第1条第1号 認定認知機能検査 同等検査
株式会社足立自動車学校 足立区東六月町3番1号 佐藤 章英	足立自動車学校 足立区東六月町3番1号	規則第1条第1号 認定認知機能検査 同等検査

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

